

令和2年第3回定例会会議録（第2号）

令和2年9月4日

○出席議員（24名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
24番	河野数則君	25番	首藤正君

○欠席議員（1名）

15番 萩野忠好君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	末田信也君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	生活環境部長	安藤紀文君
福祉共生部長 兼福祉事務所長	中西康太君	いきいき健幸部長	猪股正彦君
建設部長	松屋益治郎君	共創戦略室長	内田剛君
消防長	須崎良一君	教育部長	稲尾隆君
上下水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君	上下水道局次長	山内佳久君
財政課長	安部政信君	温泉課長	野田哲也君

市民課長 大石宗徳君 高齢者福祉課長 阿南 剛君
健康づくり推進課長 樋田英彦君 次長兼教育政策課長 柏木正義君

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	議事総務課長	佐保博士
補佐兼議事係長	藤内洋一	補佐兼総務係長	内田千乃
主査	浜崎憲幸	主査	市原祐一
主査	松尾麻里	主任	佐藤雅俊
主事	大城祐美	速記者	桐生正子

○議事日程表（第2号）

令和2年9月4日（金曜日）午前10時開議
第1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

- 議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。
日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。
質疑のある方は、挙手をお願いします。順次発言を許可いたします。
- 13番（荒金卓雄君） 公明党会派を代表しまして質問いたします荒金卓雄です。
一般会計の補正予算に計上されております予防接種に関する費用1,474万5,000円についてお伺いします。
本年10月からロタウイルス感染症予防接種が定期接種化される、それに伴う補正計上というふうに聞いておりますが、まず基本的なロタウイルス感染症とはどのようなものですか。
- 健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。
まず、ロタウイルス感染症は、乳幼児に多い急性胃腸炎を引き起こす感染症と言われております。また、この引き起こすロタウイルスは、乳幼児の急性重症胃腸炎の主な原因ウイルスとして知られており、感染力が強く、5歳までにはほぼ全ての子どもが感染し、特に初めて感染したときに症状が強く出ると言われております。
主な症状としては、水のような下痢や嘔吐、発熱、腹痛などがよく見られます。また、重い脱水状態になるとけいれんや急性腎不全などの合併症を起こす場合もあります。
- 13番（荒金卓雄君） では、今回国の方針としてロタウイルスワクチン接種が定期接種化された理由、背景について説明ください。
- 健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。
乳幼児がロタウイルスに感染すると、症状が強く出て入院が必要な場合があります。日本における5歳未満の急性胃腸炎による入院の4割から5割はロタウイルスが原因と言われております。ロタウイルスワクチンの接種によりロタウイルス胃腸炎の発症やかかった際の重症化の予防並びに蔓延を予防する効果があるとされ、今回定期接種に位置づけられたということになっております。
- 13番（荒金卓雄君） では、この定期接種を受ける接種の年齢、また接種の回数、このようなものはどのようになっていますか。
- 健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。
令和2年8月1日以降に生まれたゼロ歳児が対象者となります。また、接種期間につきましては、ロタウイルスワクチンは2種類あります。2回の接種が必要なものについては生後6週から24週まで、3回の接種が必要なものについては生後6週から32週までとなっております。
- 13番（荒金卓雄君） 現状は任意接種とされているわけですがけれども、別府市内で実際にこのロタウイルス予防接種を受けたというような方は、大まか何名ぐらいいらっしゃるのか、また、その場合の自己負担額、これは幾らぐらいなのでしょう。
- 健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。
平成23年よりロタウイルスワクチンの任意接種が始まっていますが、任意接種の場合、市町村では接種に関する内容の確認ができない状況ですので、接種者数や接種率等について把握ができておりません。
また、接種費用につきましては、任意接種の場合は全額自己負担となります。市内小児科で現在のところ、2回の接種が必要なワクチンについては1回につき約1万2,000円から1万5,000円、3回の接種が必要なワクチンにつきましては、1回につき約7,000円から1万円というふうになっております。
- 13番（荒金卓雄君） 思った以上に金額が高いですね。インフルエンザの予防接種を私な

んかも毎年冬に家族で受けますけれども、1人1回でも3,800円とか4千幾ら、それが2回受ける場合でも1回が1万2,000円、3回受ける場合でも1回が7,000円ということですから、この今回の定期化をはずみにして市内での新しく生まれる赤ちゃん、必要な時期にしっかり予防接種を受けて、このロタウイルス感染症にかからない、また万が一かかっても軽症で済むというようにしていただきたいと思います。

今後、この該当者、またその保護者にどのように周知・啓発をしていこうと考えていますか。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

ホームページ等による広報のほか、各医療機関でのポスター等の掲示、また生後4か月頃までに行う全戸訪問での個別の説明や個別の通知など、そういったことを行いながら周知・啓発に取り組んでいきたいと考えております。

○13番（荒金卓雄君） 今回のその該当者の見込みとして、本年令和2年の8月以降に生まれる幼児で342名というふうに見込まれております。別府市ではすばらしいことに「こんにちは赤ちゃん訪問」というのがありまして、生後4か月ぐらいからの家庭を、保健師また助産師が訪問して赤ちゃんの計測ですとか子育て相談、また育児に関する情報提供をじかに行っているわけですから、そのチャンスを生かして、より多くの皆さんが接種できるように取り組んでいただきたいということを申し上げまして、この項を終了します。

では、続きまして、議第112号別府市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてお伺いします。

概要説明をちょっと読みますと、介護保険法に関する基準を示した厚生労働省の省令の一部改正が行われたことに伴っての別府市の条例改正ということですがけれども、今回の改正の趣旨、また背景、これをまず教えてください。

○高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

平成12年に介護保険制度が始まりまして、それまで居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員、すなわち通称ケアマネジャーと呼ばれる方がなっておりましたところ、平成30年4月の改正により、管理者は主任介護支援専門員でなければならないとなり、同時に経過措置として令和3年3月31日まではこれまでどおり介護支援専門員を管理者とすることができるとされました。しかしながら、主任介護支援専門員の資格を取得するための必要な研修を受講するためには、専門員の実務経験が5年以上必要であります。国が近年行った調査によりますと、実務経験が4年未満である管理者が多くありまして、今回、このような背景等から経過措置を6年延長し基準緩和とするとして厚労省令の一部改正が図られたものと思われま。

○13番（荒金卓雄君） 介護支援専門員というのはちょっと難しく感じますが、通常私たちも「ケアマネ」、「ケアマネジャー」という言い方をしている立場の方ですね。今回の改正の概要としては、そういう居宅介護支援事業所の管理者として、管理者になるためには現行主任介護支援専門員である必要があるということけれども、なかなかすぐこれを円滑に運用することができないので、当面3年間の猶予を設定したという流れのようですが、この「主任」というのがつきますと、主任介護支援専門員とはどういった立場、役割をされるのか、業務内容を教えてください。

○高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

主任介護支援専門員とは、先ほど申し上げました介護支援専門員としての実務経験を5年以上有し、さらに主任としての研修を受講されて資格を取得されている方を指しまして、その経験豊富な専門的知識を生かし、他の保健医療サービスや福祉サービス提供者との調整や介護支援専門員への助言・指導を行うといった、知識や技術を持つリーダー的な立場に当たる方でございます。

- 13番（荒金卓雄君） 通常の介護支援専門員としての経験を5年以上必要として、その上で資格を取得するための研修を受けて、初めて「主任」というのがつくと。また、その方でない管理者としてはつけないということなのですね。

ちなみに、別府市内でこの居宅介護支援事業を行っている事業所というのは何か所ほどありますか。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

現在、居宅介護支援事業所は、市内で47事業所でございます。

- 13番（荒金卓雄君） やはり数は多いほうですね。今の高齢化社会、介護事業で多くの方がサービスを受けながら自立の生活、また介護を受けながらの生活をされているわけで、非常に苦勞されているところだと思います。また、今回のコロナの影響の中で、非常に負担も大きいというふうに聞いております。

今回のこの変更、改正の趣旨に関してもうちょっと伺いますが、いわゆる管理者要件というのでは、この主任介護支援専門員である必要があるということに関しては変更はないけれども、但し書きをこの条例の文面に加えて実質的な要件緩和を行ったというふうには受け止めていますが、この但し書きの文面にあります「主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる」というふうにあります。この「やむを得ない理由」とは、具体的にはどういうものが想定されますか。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

「やむを得ない理由」につきましては、例えば別府市の事例で申し上げますと、主任介護支援専門員の急な退職など、不測の事態により管理者に主任介護支援専門員を配置できなくなった場合や、新規採用に向けて公募しましても、実務経験が5年に足りていないケアマネジャーしか採用できなかった場合などが上げられると思います。その場合、利用者保護の観点から、本課より事業者に対しまして理由書等の提出を求め、内容を確認した上で認めることができるとしております。

- 13番（荒金卓雄君） 今回のこの特例措置、猶予期間が従来3年間持っていて、来年の3月31日で3年目を迎えるのですが、なかなかそれでも主任介護支援専門員の確保が難しいということで、実質さらに6年間の猶予期間の延長を行うということなのですね。この背景には、やはり介護職場での様々な仕事としての大変さがあるかと思うのですが、もうこれは議案質疑ですから、そこまでは触れませんが、少なくとも今のコロナ禍で大変な中、介護の職場の皆さんが力を発揮できるように、支援をしていっていただきたいと思えます。それで、この項を終了いたします。

次に、議第113号動産の取得について伺います。

これはもう今年の3月から何回か議場でも議論されました。国が進めるGIGAスクール構想の前倒しで、とにかく全国全ての小中学生に1人1台のタブレット端末の購入をすることで、別府市でも6月に補正計上しまして今回の購入になるということですが、総数として7,563台、購入金額が3億8,629万7,370円。これは非常に数が大きいわけですが、端的に1台の購入金額は幾らなのか。それと、通常こういうコンピューター機器を購入する場合、保守・メンテナンスの契約というか、部分も含まれることが多いのですが、この金額の中に同じように含まれているのかどうか。そこはいかがですか。

- 次長兼教育政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

タブレット1台の消費税別の単価は、約4万6,800円です。

契約の内容につきましては、タブレット製品と製品購入後、1年間のハードウェア製品限定保証と90日間の無償サポート、過失や事故による損傷に対する修理サービスを1年に2回まで受けることができることとなっております。

○13番（荒金卓雄君） 1台が約4万6,800円。全ての小中学生1人1台ということで、国も思い切ってGIGAスクール構想への投資をしているわけですね。しかし、実際は購入後にやはり故障が発生したり破損、また紛失、さらには子どもたちが転校してきたり等で追加してタブレットの購入というようなのが発生すると思います。また、少なからず5年後、10年後ぐらいの間にはまた機器の総入れ替えといえますか、買換えが必要になってくると思うのですが、今度はその費用が、自治体が負担したり、また保護者の皆さんに一部負担というようなことになっては、この事業は私は少し意味が薄れてくると思うのです。あくまでもイニシャルコストプラスその後のランニングコストの経費も国が責任を持つべきというふうに思いますが、現状でこのGIGAスクール構想への今後の地方への財政措置はどうなっているか、また破損・故障・紛失等でタブレットの追加の購入などが発生した場合、市としてはどのように対処する予定ですか。

○次長兼教育政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

今年度の補正予算により単費による教師用タブレットの購入費、国の補助による児童生徒用タブレットの購入費等を予算計上し、教育環境のICT化に向けて準備を進めているところです。ICT技術を活用した教育は、個別最適化された学びや創造性を育む学びに寄与するとともに、授業準備や学習評価等教員の負担軽減につながるため、働き方改革に資するものであり、併せて休校等の子どもたちの学びの機会を保障することができます。

本市におきましても、GIGAスクール構想に基づき本市の教育にICT技術を積極的に取り入れてまいります。

今後、タブレット端末は、鉛筆やノートと並ぶ必要なアイテムであると考えております。ICT技術を活用した教育は、将来に向かい継続されていくものと考えております。

議員の御質問にあった故障・破損や紛失、児童生徒の増加による追加タブレットの購入費、保守点検などのランニングコストに対する補助制度や交付税などの財政措置について、現在のところ国の方針等は示されておりませんが、今後も国の動向など情報収集に努めてまいります。

本市といたしましては、タブレット端末等の保守点検に関するパッケージや故障・破損や紛失時に適用できる保険などを調査検討し、財政負担の軽減、保護者負担の軽減を図りたいと考えております。

○13番（荒金卓雄君） いずれにしても今後ランニングコストに関する自治体としての負担への不安といえますか、それが残っているのでしょうか。

実は先日、私たち公明党の国会議員とちょっと意見交換する機会がありまして、こういう話がありました。このコロナ禍の中で各市町村の自治体の首長の皆さんと意見交換をさせてもらうという中で、特別定額給付金また持続化給付金、こういうのはありがたかったというお声と同時に、もう1個、このGIGAスクール構想に関しても質問があったというのです。それは、いわゆるスタートのときは国は思い切って費用を投入してくれるけれども、その後2年後、3年後、5年後、10年後、今度は自治体のほうにその費用負担が重くのしかかってきて困るのですよ、その点は今回はどうなのでしょう、こういう問いを受けましたというお話を聞く中で、早速、文部科学省のほうにもそういうお声を伝えて、来年のその予算の今、何といいますか詰めの状況にもあるのでしょうか、そういうやり取りの中で私が聞いたのでは大臣政務官クラス、また初等教育局長なんかの同席する席でそういうのを投げかけて、それはもう国のほうもしっかり考えていくつもりですという、こういうやり取りがありましたという話を伺いました。

今後、別府市としてこのGIGAスクール構想、力を入れて進めていく上で、少しでもその不安が取れる方向に行くのではないかなというのをちょっと御紹介しまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○18番（平野文活君）最初に、議長にお願いいたします。私の質問通告で3番目の項目で第112号を上げておりましたが、事前の説明で了解をいたしましたので、質問を取り下げたいと思います。御了解ください。

○議長（松川章三君）はい。

○18番（平野文活君） それでは、議第103号と議第108号、これはセットでの議案でありますので、セットで質問をさせていただきます。

まず、土地は市有地であって、その市有地にJAが建物を建てて、そして建物の一部を市が借りている、こういう形になっているとのございますが、土地の貸借の契約及び建物の契約、その内容についてまずお伺いしたいと思います。

○市民課長（大石宗徳君） お答えいたします。

朝日出張所が入っております建物につきましては、JAべっぷ日出が所有しており、別府市は建物の一部をお借りしております。

契約につきましては、平成18年から賃貸借契約をしており、年額312万円をJAべっぷ日出に支払っております。土地につきましては、別府市市有地であり、昭和42年よりJAべっぷ日出に貸し付けております。貸付け面積は845.28平米、貸付料は年額298万1,559円となっております。

○18番（平野文活君） ということは、その土地の契約の貸付けの期間はまだ余裕がある、5年の3月までである。ところが、建物の契約期間が来年の3月というふうに迫っておる、こういう状況に現時点あるわけですね。

その内々の打診を受けたというのが、昨年9月と聞いております。内々の打診を受けた上で、今年4月に土地の貸借の再契約をしているわけでありませぬ。そういう状況の中で契約をしたわけでありませぬので、その建物についてももう少し余裕を見るという、そして住民の十分な理解を得て結論を出すというふうにするべきではなかったかなと私は思っておりますが、そこら辺はどうですか。

○生活環境部長（安藤紀文君） お答えいたします。

建物につきましては、当初平成18年7月1日から契約を開始しております。これについては3年ごとの契約、そしてお互いに申出がなければ更新していくというような契約となっております。したがって、その3年更新で次の契約が切れるのが令和3年3月31日という予定となっております。こういった中で3年更新ということでもありますので、今のところ移転につきましては、工事、そして今後の出張所の繁忙期を避けた来年の5月あたりを計画しておりますので、さらに令和3年4月1日付で再契約となる予定となっております。

○18番（平野文活君） 住民説明会が行われたのが、ついこの間ですよ。それで、もうこの議会で結論を出すというのは、非常にやっぱりちょっと拙速な感じがするわけでありませぬ、住民の皆さんにとってみたら。もうちょっと余裕のある対応をすべきだと、再度言いたいと思います。

次に、年間2万5,000件の利用があるということでございますが、日曜祭日等を除けば年間約250日で、1日当たり約100人が利用しているという勘定になります。多分近所の地域の方が多い、大半ではないかというふうに思うわけで、駐車場はもちろんありますが、徒歩で、車を持っている方であっても徒歩で行かれるというような方も多いのではないかなと思いますね。

それが、バスも通れないような坂の上に移転するということになれば、歩いては行けないわけですね。当然車で行くということになる。車を持っていない方は乗せてもらうとか、いろんなこととなります。そうすると、当然交通量も増えますよね。通学路になっている。私もあの縦の道はよく通るのでありますが、非常に曲がりくねって、子どもたちが歩い

ておると非常に注意しながら通っていくということを体験しておりますが、この通学路が危険になるということについての対応策というのが余り見えてこないのですけれども、どうでしょう。

○生活環境部長（安藤紀文君） お答えいたします。

議員御指摘の朝日大平山地区公民館までの経路につきましては、狭い、それによって危険性があるという部分については認識をしております。通学路、それからそこまでの経路については、地域住民、それから児童生徒の安全確保につながる施策を関係部署と協議しております。今後とも交通安全対策を進めていきたいと考えております。

また、先日、公民館周辺の小学校・中学校の校長先生に対しまして、出張所移転後におけるさらなる児童生徒に対する安全な通学指導をお願いしてまいったところでございます。

○18番（平野文活君） 安全につながる施策を検討しているということではありますが、その姿がどういう対策なのかというのがまだ見えてこないという、今の段階ではそういうふうには判断せざるを得ません。

もう1点ですね。土地は、あの土地が空いたら売却するのではないか、こういう話があります。聞くところによると、あの土地は旧朝日村の所有地であって、大正12年から朝日村の役場があったところだと聞いております。そして、昭和10年の合併で市有地になった、こういう経過のようではありますが、そうすると約100年間公有地として、地域住民の財産としてそこにその土地があるわけですね。安易には売るべきではないというふうには考えておりますが、この売却問題についてはどう考えておりますか。

○総務部長（末田信也君） お答えをいたします。

議員が言われるように、建物が建っている土地につきましては、もともと朝日村役場の敷地であり、昭和10年に朝日村が別府市に編入された際に別府市に承継されたものでございます。このような歴史的な背景を含めまして、当該土地の重要性につきましては、別府市としても認識をしておりますので、売却ということは考えておりません。

○18番（平野文活君） それは、答弁のとおり承っておきたいと思えます。

最後に、一言市長に対してお伺いしたいことがあります。

それは、今出されている市報9月号で市長の、これは「創」という、これは何というのですかね、個人のメッセージというのですか、というのが毎回出されておりますが、今回この朝日出張所問題を取り上げまして、いろんなことを書いてあるのですが、私がちょっとこんなことを書いていいのかなと思ったのが最後のくだりでありまして、「その時々で言う事を変えたり、それを扇動する方もいますが、ブレずに進んで行きたい」、こう書いています。

言うなら、名指しはしないまでも、誰かを指して批判をしているように見えるのですよね。市報でそういうことを書いていいのですかというのをちょっと率直にこれを読んで思ったところではありますが、どういうつもりで書かれたのか御答弁願いたい。

○議長（松川章三君） 平野議員に申し上げます。本日は議案質疑ですので、その「創」のことについては議案に載っておりません。

市長、その点で何か反論が……。よろしいですか。（発言する者あり）はい、ではそういうことでその質問については、お答えすることはできません。

○18番（平野文活君） こういう市報というのは、全住民に配られているものでありますので、それに対する市民の声の一つを私が代弁しているわけで、この議場でお答えになったほうがいいのではないかとこのように思うのですけれどもね。（「お答えしましょうか」と呼ぶ者あり）

○市長（長野恭紘君） 議長が「議案質疑」ではないと思えば、それはもう我々はその裁定

に従うのみでありますけれども、発言の許可をいただきましたから、平野議員の質問にお答えをしたいと思います。

私がああ「創」の中で申し上げたのは、総論としては皆さん、この30年間で別府市は他の都市に比べて1.4倍ほどいわゆる建物が多いので、これから管理費が莫大になりますと。このお考え自体は皆さんよく御理解をいただき、だから30年間で30%のいわゆる建物を減らしていかなければ、後々の世に非常に憂いを残すことになりますから、これをやりたいという考えを言うと、「そのとおりで」と、これを皆さん言われるわけです。しかし、御自身が住んでいる場所であるとか、特定の各論に入ると、「それは困る。うちだけは例外にしてくれ」と、こういうことをやっぱり言われる。これは、だけれども気持ちはよく分かりますと。しかしながら、その時々で我々は考えを変えることはできませんし、これで1個ぶれてしまえば、この1個がぶれて、その場所に対しての経費が若干かかるということではなくて、これが1個崩れるだけで、それから全ての公共施設マネジメント再編計画というのはなし崩しになるのです。これは当然考えていただければ分かると思います。

そういうふうにお取りになったのかもしれないけれども、当然、世の中にはそういう方々がいらっしゃって、そういう皆さん方の議論をお聞きになることがあるかもしれないが、それは我々としてはぶれずにしっかりと進めていかなければいけませんということを、あれはライブなのですね、ライブ感を大事にしているものでありますから、私自身の考えで書くというのは、これは当然のことで、それが議員のお考えで「おかしい」と言われれば、そういう御意見もあるのかなということで承りたいというふうに思います。

○18番（平野文活君） 市長の考えは承りました。しかし、再編計画についての考えを述べて理解を求める、これはそこまでは当然許されると思うのです。ところが、最後のくだりはちょっとね、やっぱり市報に書く文言としてはちょっと場違いではないかということ再度申し上げまして、終わりたいと思います。

○23番（泉 武弘君） 今回の、朝日出張所の移転問題の不思議なところは何か。これは、住民の意見を聞かないままに行政サイドにおいて移転を決定した。しかも、この移転の決議は変更しませんよ、こういう議会答弁がさきにあります。ここから今日の混乱というのが僕は生じているのではないかという気がしてなりません。

そこで、議案に上がっていますから、若干の質疑をさせていただきますが、先ほど平野議員からもこれまでの経緯についてお話がありました。市有地256坪に農協が延べ面積309坪の鉄筋コンクリートの建物を造っている。それを別府市が140坪を朝日出張所として借りている、これが今日までの経緯だと思っています。そして、先ほど触れましたように、農協を近々閉店したい、ついでにはこの建物を解体したいという申出があり、別府市はこの朝日出張所を朝日大平山地区公民館に移転を決定した。しかも、さきの議会答弁で明らかなように、これは変更しません、こういう経緯があります。これがこれまでの経緯だというふうに私は理解をしています。

さて、もうちょっと具体論についてお尋ねしますが、最初に建物の解体費用についてお尋ねします。

これまでの別府市の答弁ほか関係資料を参考にして自分なりに推計してみましたが、全体面積が——これは建物ですね——373坪です。それで別府市がお借りしている分が140坪です。そして、これまでの議会議論でも明らかなように、全体の建物解体費用が3,551万400円、このようになっています。これを案分比例で振り分けてみますと、農協の持ち分が229坪、この解体に要する費用が2,212万2,980円、別府市が借りている140坪の解体費を同じような案分比例で試算しますと、1,338万7,420円となるというふうに私は試算をしています。この解体費用の試算で間違いはないかどうか、まず答弁してください。

○生活環境部長（安藤紀文君） お答えいたします。

今、議員さんから建物の全体面積、それから出張所部分の面積における解体費用の概算ということを示されましたけれども、ここについては別府市のほうは把握していない状況であります。

○23番（泉 武弘君） 解体費用を、別府市は把握していないのですか。なぜそれをお聞きするかといいますと、こういう問題なのです。部分解体、いわゆる建屋そのものを、農協の持っている建屋そのものを全体的に解体する場合と、一部を解体して、現在別府市がお借りしている140坪の建物等をいわゆる区分して部分解体をするという方法があるのですね。別府市は今まで解体費用について本当に聞いていないのですか。農協と別府市の間では、この土地を返還するときには原状復帰という文言が入っていますよね。それなのに解体費用を聞いていないというのはちょっと理解できないというか、本当に解体費用を聞いていませんか。

○生活環境部長（安藤紀文君） お答えいたします。

解体費用については、別府市のほうは現在把握しておりません。建物がJA所有という部分もございます。ただ、これまで解体ではありませんけれども、自治委員さんの説明会におきまして、こういう御意見が出ております。JAから譲渡、譲り受けて市で耐震化したらどうか、または2階の部分をなくしまして、1階の部分だけを耐震したらどうかという御意見はいただきました。これにつきましても、市としてもこういう部分的な解体、それから耐震化を見積りしましたけれども、概算で1億円以上かかるということが判明しておりますので、これについては現実的に難しいと考えております。

○23番（泉 武弘君） ここに鉄筋コンクリートRC造り建築物の解体方法ということで講座を開いて、柳田克巳さんの文献があります。これを基にお聞きしますけれども、市長ね、あの建屋全体がありますね、あれを出張所部分だけを残して解体することは可能かどうかというのを、実は県内の大手と思われる解体業者にお聞きしたのです。私はそういう専門的知識がありませんので、お聞きしました。その際的前提は、建築確認に伴う構造計算書を見ないと定かには申し上げられない。しかし、建屋そのものを朝日出張所部分だけを残して解体するということは、技術的には可能だ。それは切断系工法と言いまして、配筋を部分的に切り取っていくということなのです。この工法が可能だということは確認をしています。ただ、先ほど、前提として構造計算書等の資料を見ないと、私が今言ったことが正確かどうかということについては担保できません。

そこで、仮定論ですが、あの朝日出張所の建物部分だけを残してほかを解体した場合に、どういう問題点があるかというのを自分なりに実は考えてみました。

まず1点目に、部分解体、今言いましたように朝日出張所部分だけを残します。部分解体で出張所の建物は残すことができるという利点があります。

ところが、部分解体をした後、この残った建物の補強工事費が必要であるというのが2点目に考えられます。

3点目に、ここが市長ね、私が一番協議事項ではないかと思うのです。農協は340坪の延べ面積の解体をしなければいけません。通常鉄筋コンクリート造りの坪当たりの解体費用が5万円から7万円と言われております。これは340坪を全部解体して、その廃棄物の処理を入れますと相当な金額になります。そうなってくると、今借りている朝日出張所部分だけを残して、残余の部分100坪ぐらいを農協が解体すれば、解体コストは縮減されるのです。ただ、先ほど言ったように構造計算書がありませんから、配筋図を見たことがありません。したがって、どちらがコストがかさむのか分かりませんが、そういうことが生じてきます。したがって、農協が現在想定している解体費用から出張所部分を残すと、解体費用が縮減できる可能性があるということ。その代わりに、今言ったように別府市は農協部分を残せば補強工事というのが必要になるということです。

それで4番目に、部分解体をして出張所が残りますと、新しく建設する必要がなくなる、こういう利点が出てきます。そして、さらに農協に借りている今出張所の年間賃料が312万円かかっています。これがなくなるとは、建物が残りますから。そして、この312万円の賃料を補強工事に回すことができるという利点があります。こういうことは今まで市側は検討したことがあるのですか、ないのですか。あるかないかだけ教えてください。

○生活環境部長（安藤紀文君） お答えいたします。

今、議員さん御提案がありましたけれども、この出張所部分だけを残す縦切りにする工法ですね、これについても一度関係部署と話したことがあります。その結果、この手法につきましても、非常に技術それから施工日数が必要になってくると。そして一番の問題として、こういう工法を取ると強度に非常に問題が出てくると。その最終的な改修費も多額になるため、なかなか現実的には思えないということでもあります。なかなかこの工法についてメリット・デメリットがありますけれども、この工法については、先ほどの理由で検討したことはありませんし、そもそもこの解体につきましても、JAの建物所有ということでもありますので、現時点で市のほうと言及できるものではないと考えております。

○23番（泉 武弘君） 検討したことがないのに、検討したかのごとき答弁をしないでください。例えば内部協議、また専門業者、農協の建築確認に伴う構造計算書、こういうものを見た上で実は工法として難しいというのだったら、客観的事実に基づいて答弁になるのですよ。そういう推計みたいな答弁をしないでください。今はっきりしたことだけは、そういうことは検討していませんということが最終答弁なのですね。

次に、それでは今度は、現在地で建て替えをした場合、これについてお尋ねしますね。

別府市が出しています、これまで議会でも議論しましたが、あの農協の建物がなくなりましたよ、出張所をここに造りますよ、その費用には約4,300万円が必要というような説明並びに資料があったというふうに記憶していますが、これで間違いありませんか。

○生活環境部長（安藤紀文君） お答えいたします。

現在地に朝日出張所を建て替えた場合の費用という御質問だと思いますけれども、これにつきましては、関係部署と簡易な方法で積算しております。現在地に建設した場合、設計工事費、それから多目的トイレ、空調……（「金額がこれでいいのかどうか」と呼ぶ者あり）はい、そういうもろもろの経費が必要になりますので、4,300万円必要だと概算を出しております。

○23番（泉 武弘君） 市長ね、私も先ほど申し上げたように、全くこれは分からない、自分は専門業者ではありませんから。だから、言っていることがずれるかもしれません。そういうときは執行部側で正してください。今、4,300万円と言われた根拠はこういうふうになっているのです。まず新築工事そのものをしますと3,500万円になる。別府市が今まで想定していた建物を含むと、これだけでいくと3,500万円できるという試算なのです。では、なぜ4,300万円なのか。これには次のような理由がある。外構工事ですね、外構工事の既存アスファルトを撤去するために200万円かかりますよ、地下埋設物の処理に400万円かかりますよ、設計委託料が20万円ですよ、地質調査が20万円ですよ、あ、200万円、ごめんなさい、設計委託料と地質調査委託料が200万円ですよ、合わせて4,300万円という試算をしているのです。

そこで、お尋ねしますよ。新築工事の場所によって、地下埋設物を撤去する必要はないのではないですか。これはもう最初から地下埋設物の上に建物を造るという前提で4,300万円を積算していますが、消防団の倉庫の横に地下埋設物があるのです。あの場所に造らなかつたら、この400万円という費用は要らないのではないのですか。どうですか。

○生活環境部長（安藤紀文君） お答えいたします。

先ほど 4,300 万円の内訳ということで議員さんのほうから御質問がありましたけれども、RC 構造ということで……（発言する者あり）はい、そういう金額が必要であります。加えまして、あの場所については、西側に崖があります。その外構工事、それから先ほど御指摘がありました地下埋設物、これについては市役所の旧朝日出張所が、今ちょうど消防団と J A の建物の間に建っておりました。私どもが検討する結果、もし現地に建て替えるとすればこの辺りだろうということを考えておりましたけれども、そこには旧市役所朝日出張所の基礎部分が埋まっている。その撤去について先ほどのような金額がかかるということで、最終的な積み上げとしてこのような金額が積算されております。

- 23 番（泉 武弘君） 結論はこういうことですか。その地下埋設物があるところに建てれば 400 万円の地下埋設物撤去費用がかかりますよ、それ以外だったらかからないということでしょう。建設場所がまだ決まっているわけでも何でもない。256 坪の市有地が逃げるわけでも何でもない。その中、有効的な活用方法というのは、これから検討課題でしょう。4,300 万円から 400 万円引くと 3,900 万円でしょう。

最後の質疑に入ります。そこで仮に、市長、こういう計算はできませんかね。4,300 万円を借り入れて新たに出張所を建築しますよといった場合、借入金を 10 年均等返済で、元利だけ返済しました、ごめんなさい、元利だけです、年間 430 万円です。15 年の均等割にすれば年間 286 万円の返済で済みます。これにももちろん利息がつきますよ、利息がつきます。そうすれば、この返済には、今農協からお借りしている朝日出張所の賃料が不用になりますから、支払いがある程度可能な財源が確保できるのです。こういう財源を使って現在地に残すという選択肢はないのでしょうか。どうですか。

- 市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

まず、私がうれしいのは、議員が、今までどなたからも「どうやったらできるのか」と、ただ単に建て替え、建て替えと、コミュニティーセンターを含む建て替えをやってくれということが前提で、では、できないのだったらどうやったらできるのかという議論が、今まで一度もどなたからも聞こえなかったというのが、非常に私もなぜそういう議論が起きないのかと。我々もその議論を起こしていかなければいけないということを考えていました。議員から、そういうどうやったら残せるかという議論が起きたというのは、本当に私もありがたいと思いますし、またこれからこういう議論が広がっていくことが大切なことかなというふうに思っています。

これ、議案質疑なので、どうしてもこれ、各論にならざるを得ないので、あの部分だけを見て話さなければいけないということで、本来なら一般質問であればもっと掘り下げたというか、広げた議論ができるのですけれども、今日は各論でしか話しません。

今、議員言われるように公共施設マネジメントを考えると、あそこだけを考えてやっていくということは当然できませんけれども、どうやったらできるかということを見ると、もう売却はないということでもありますから、また、あの土地というのは本当に、今コロナ禍で観光客が激減していますけれども、本来は一等地ですよ。なので、そういう意味では非常に価値のある土地でありますから、そういった価値のある土地であればこそいわゆる公民連携事業において、単純にお金を借りるということ以外に何かしらそういう民間の皆さん方のお力を借りるという手もあるのではないかとこのように思っておりますので、その点はまだ私の思いだけで、そういう何かマネジメント会議にかけたわけでもありませんから、ぜひそういう議論をやっぱりやっていくべきだなというふうに思っているところでございます。

- 23 番（泉 武弘君） 非常に評価できる答弁ですね。本当に僕は評価します、今の答弁は。さらに、「稼ぐ、もうかる別府」と市長が標榜しているわけですから、何も出張所だけをあの地に置く必要はないのですよ。新たに民間参入を促すような施設、施設運営等も、市

長、この機会に検討してみてくださいませんか。今言われたように、まさに超一等地です。もうああいう土地というのは出ないと思います。私は何も過去の答弁に固執してそれを推し進めるといっただけではなくて、やっぱり柔軟な発想で住民の意見を聞くということも政治の要諦かなという気がしますので、ぜひとも弾力的に対応していただきたい。

それで今の答弁は、私は評価します。大変いい答弁だなと思います。

そこで、これは議案質疑ですから次に移りますが、もう議案質疑の場合は質問回数が制限されていますので、これで終わりますが、次に、今回市営温泉の有料入浴者数の減少に伴うところの財源補填というのが予算に上がっていますが、どのくらいの利用者数が減少したのか、これも答弁してください。

○温泉課長（野田哲也君） お答えいたします。

市営温泉 14 施設における新型コロナウイルス感染症の影響による有料入浴者数の減少でございますが、過去 3 年間の 3 月から 6 月までの実績と本年の 3 月から 6 月までを比較したとき、約 3 万 5,000 人の減少となっております。

○23 番（泉 武弘君） 市長、これね、降って湧いたような問題なのですね、コロナ禍による収入減。これは誰を責めるわけにもいかないのですね。これは国も本当に途方に暮れ、県も途方に暮れ、市町村もそのとおりなのです。だけれども、もう一つ私は減収補填分の議論の前に、市長、こういう一般質問をしたのを御存じですかね。いわゆる市有温泉の中でテルマスが年間に 3,300 万円の赤字ですよ、浜脇が 3,200 万円ですよ、柴石が 1,100 万円ですよ。この赤字の基本的体質を変えない限り、将来的にこの運営体質は改善できないのですよということを申し上げました。この基本的な運営体質を同時並行で進めるべきだと思いますが、担当課長、現在どこまで進捗していますか。

○温泉課長（野田哲也君） お答えいたします。

令和 2 年の第 1 回市議会定例会におきまして、本年の 10 月 1 日より入浴料改定の議決をいただいております。この料金改定による影響と、またコロナ禍の影響も見えていながら、市営温泉の在り方につきましても、別府市公共施設再編計画の施設再編の方針にあるとおり、公民連携手法の導入も視野に入れながら今後の方向性を決めていきたいと考えております。

○23 番（泉 武弘君） 課長ね、そういう答弁はよしとしません。市営温泉の年間赤字額が 1 億 2,000 万円ということは、ずっと報告されてきたのですね。それで、各施設ごとの赤字分が出てきたわけです。そして、それでいわゆる収入増を図ろうということで、料金改定をしたのですよ。そのときの議論が、「赤字 3 兄弟」と言われるこの施設を何とかしなければいけないではないですか、テルマスが本当に市民にとって必要なのですか、3,300 万円も赤字を出してまで直営である必要があるのですかと議論したでしょう。この経営改善に着手しなかったら、いつまでも体質が踏襲されていくわけでしょう。

課長ね、部長にも申し上げておきますがね、こんなことをいわゆる解決しないで年次ごと踏襲していくという行政運営はもうできません。なぜかといいますと、市長が新聞で、税収減は別府市の財政運営に大きな影響を与える、ここまで市長も認めている。そうしたら、あなた方はまず担当課として自分が持っている行政財産の運用をどう図って経営改善していくのか、しなければいけないのではないのですか。経営が成り立たないから使用料を上げますよ、そんなことで市民は納得できないでしょうが。

またかと議員は思うかもしれませんが、私は議員の数を 10 名減らせと、こう言っている。自分も血を流しますよと、こう言っている。あなたたちも、今持っている市有財産をどう活用して、どういう経営改善をして、どうして経営の安全を担保するのか、これにしっかり取り組んでください。

以上のことを申し上げて、終わります。

○議長(松川章三君) ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日9月5日から15日までの11日間は、休日及び委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は、9月16日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時01分 散会